

学校基本調査とは

調査の目的

文部科学省所管の指定統計調査第13号として、学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得る。

調査の対象

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園(以上学校教育法第1条)、専修学校(同法第82条の2)及び各種学校(同法第83条)

調査期日

平成15年5月1日現在
(卒業後の状況調査は、平成15年3月の卒業者について平成15年5月1日現在の状況)

調査方法

自計申告

主な調査項目

- ・ 学校調査
学校名、種類及び所在地、学級数、学科数、在学者数、教員数、職員数等
- ・ 卒業後の状況調査
卒業生数、卒業生の進学及び就職等の状況